

議題 2（委員会決裁事項（規則第 3 条第 1 号））

大阪府学校教育審議会に対する諮問事項について

標記について、次の事項を諮問することを決定する。

令和 7 年 6 月 **23** 日

大阪府教育委員会

諮問事項

「今後における府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について」

< 参考 >

諮問予定日 令和 7 年 7 月 3 日

1 諮問事項

「今後における府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について」

＜審議のテーマ＞

- ・在籍者数が減少する中での府立視覚支援学校、聴覚支援学校の役割と機能のあり方について
- ・今後の府立視覚支援学校、聴覚支援学校におけるキャリア発達を促す教育の充実について

2 諮問理由

府立視覚支援学校、聴覚支援学校は、平成 28 年に大阪市立の支援学校の移管を経て、現在では視覚支援学校が 2 校、聴覚支援学校が 4 校の体制となっている。

視覚支援学校については、第 1 次大阪府教育振興基本計画（平成 25 年 3 月策定）において、「視覚障がい者の社会参加と自立を促進するための教育課程等の再編」を掲げ、平成 27 年に大阪南視覚支援学校の専攻科に柔道整復科を設置するなど、視覚障がい児等の社会的自立を支援する教育の充実に取り組んできた。

聴覚支援学校については、職業教育ニーズの高まりを受け、平成 18 年、堺聴覚支援学校の高等部、生野高等聾学校（当時）の再編整備により、だいせん聴覚高等支援学校が開校、令和 5 年度には同校が高等学校 DX 加速化推進事業に採択され、最新技術を活用した教育環境の整備や専門的なカリキュラムの開発に取り組むなど、後期中等教育の充実を図ってきた。

一方で、視覚支援学校・聴覚支援学校に在籍する幼児児童生徒数は直近の 10 年間で 3 割から 4 割程度減少し、今後も人口減少に伴い在籍者数が減ることから、集団規模による学びや教員の専門性の維持・継承に課題が生じている。加えて、老朽化等により今後の支援教育ニーズに見合った施設設備が十分でないなど、学校の状況は厳しいものとなってきている。

そのような中で、府内の小中学校における弱視学級・難聴学級の児童生徒数は、今後も各地域に一定の在籍者数が見込まれており、支援学校の地域における中核的な機関としての役割（支援学校のセンター的機能）の発揮が今後も求められる。

また教育課程についても、視覚支援学校では従来の「あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師」業界に加え、より幅広い職業分野で活躍できるようにするため、聴覚支援学校では産業構造の変化に対応し、実践的な技術や職業スキルを身につけさせるため、それぞれカリキュラムの検討が必要とされるなど、今後の児童生徒等のキャリア発達を促す教育の充実が求められている。

国においても、令和 3 年 1 月に中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築をめざして」及び「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」において、新時代に対応した特別支援教育の在り方として、小中学校等における障がいのある児童生徒等が専門性の高い授業を受けられるよう支援学校のセンター的機能を充実させることや、多様化する就労形態を踏まえた人材育成の強化について述べられているところ。

については視覚障がい、聴覚障がいのある児童生徒等をとりまく現状と課題を踏まえた視覚支援学校、聴覚支援学校の今後のあり方について、学校教育審議会にご審議をお願いするものである。